

## 国民健康保険からお知らせ 高齢受給者証が変更になります

現在、70歳から74歳までの人に高齢受給者証（以下受給者証）が交付されています。この受給者証には、自己負担の割合、「2割（平成21年3月31日までは1割）」、または「3割」と記載されています。このほど、高齢者医療制度が見直され、受給者証に記載された内容に、一部変更がありました。その内容をお知らせします。

4月以降に使用する受給者証を、対象者に郵送します（3月下旬を予定しています）。医療機関で診療を受ける時は、忘れずに受給者証と保険証を窓口提示してください。

受給者証に、**2割（平成21年3月31日までは1割）**と書かれている場合は…

※高齢受給者証は大切に保管してください。診療を受ける時は、この受給者証と保険証と一緒に窓口に出してください。被保険者の資格が無くなった時、または転出する時は、受給者証を役場に返却してください。書かれている事項に変更が生じた場合は、14日以内に役場に届けてください。

負担割合の引上げの見直しが凍結されたため、平成21年4月1日から22年3月31日までの1年間は、自己負担額が「1割」に据え置かれます。※現役並み所得のある人で、既に3割負担の人は除きます。このため、

国民健康保険高齢受給者証	
交付年月日 年 月 日	
記号番号	<b>見本</b>
世帯主(組員)	
住	氏名
対象被保険者	氏 ※実際の色は黄色です
生年月日	年 月 日
一部負担金の割合	
発効期日	年 月 日
有効期限	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	220525 静岡県榛原郡川根本町上長尾627 川根本町 電話(0547)56-2222

## あなたの一票が町をつくる

### 町長選・議会議員選日程が決定

平成21年10月15日任期満了に伴う川根本町長および川根本町議会議員一般選挙を、次のとおり執行します。

告示日 9月29日 火  
選挙日 10月4日 日

選挙名  
川根本町長選挙 (1人)  
川根本町議会議員一般選挙 (12人)



選挙管理委員会(本庁総務課内) ☎ (56) 2220

## 飼い主さん忘れずに登録を 飼い犬の登録・予防注射は義務

飼い犬の登録と、年に1回の狂犬病予防注射は、飼い主の責任です。

狂犬病は、恐ろしい病気です。いったん発病すると治療は困難で、その死亡率は、ほぼ100%といわれています。狂犬病による死者の数は、全世界で年間約5万5千人にのぼります。

日本では、狂犬病を予防するために法律で犬の登録および狂犬病の予防注射が飼い主に義務付けられています。

飼い犬登録 生涯に1回  
登録費用は1頭につき3,000円  
狂犬病予防注射 年に1回  
集合注射 3,320円

【問】本庁生活健康課 ☎ (56) 2222

実施日	実施場所	実施時間
4月6日 月	地名集会所	午前9時30分～10時
	久野脇集会所	午前10時15分～10時35分
	三ツ間集落センター	午前10時45分～11時
	瀬平集落センター	午前11時10分～11時30分
	下長尾集会所	午後1時～1時30分
	下泉コミュニティセンター	午後1時40分～2時
4月7日 火	元春町河内消防会館	午後2時20分～2時30分
	高郷集会所	午前9時～9時45分
	水川集会所	午前10時～10時30分
4月8日 水	藤川消防会館	午前10時45分～11時45分
	徳山コミュニティ防災センター	午後1時～2時
	久保尾西村宅前	午前9時30分～10時10分
4月9日 木	梅高集会所	午前10時30分～11時
	田野口消防会館	午前11時15分～11時35分
	役場本庁	午後1時～2時30分
	奥泉地区集会所	午前9時30分～10時
4月10日 金	接岨・資料館前	午前10時20分～10時40分
	大間・前川宅前	午前11時10分～11時30分
	沢間・鈴木宅前	午後1時10分～1時40分
	川根本町民文化会館	午後1時50分～2時30分
	平栗	午後2時45分～3時10分
4月10日 金	富士城・ポンプ小屋前	午前9時30分～9時45分
	上岸茶工場	午前10時～10時30分
	田代区会館	午前10時40分～11時
	役場総合支所	午前11時10分～11時50分
	こぼと遊園地	午後1時10分～1時30分
崎平地区集会所	午後1時50分～2時10分	

## 春の農作業安全運動展開します

本庁産業課 ☎ (56) 2226

4月20日から5月20日までの1カ月間、県下全域で春の農作業安全運動を展開します。毎年農作業中の事故は多く、全国で年間400人近い人が亡くなっています。もうすぐお茶の季節。機械での作業も増えます。いつでも安全第一を心がけましょう。

【安全を自分でチェック！】  
●心身共に健康な状態で作業して

いますか？ ●機械の点検を済ませましたか？ ●作業路などの危険箇所はチェックしましたか？ ●安全な保護具・服装ですか？ ●機械に安全装置は付いていますか？ ●機械を正しく操作できていますか？ ●補助作業者との連絡はとれていますか？ ●災害補償制度などに加入していますか？ ●チェック項目を確認して、農作業の安全性を高めましょう。

## 長寿（後期高齢者）医療制度 保険料納付方法について確認を

本庁福祉課 ☎ (56) 2224 総合支所福祉介護室 ☎ (58) 7071

平成20年4月から始まった長寿医療制度。保険料の納付を全被保険者の皆さんにお願いしています。保険料には、皆さんが等しく負担する「均等割額」と、被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」があり、その合計で個人の保険料は決まります。  
**長寿医療保険料の支払い方法**  
保険料納付には、年金（年額18万円以上の人）から天引きする特別徴収と、年金額が年額18万円未満の人、介護保険料と長寿医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える人が納付書や口座振替で納める普通徴収があります。  
また、2月まで保険料を年金天引きで支払っていた人で、口座振替への変更申し出をした人も普通徴収の対象者となります（この場合、8月から3月までの毎月を口座振替で支払い）。口座振替への変更申し出は、いつでも受け付けています。※申し出の時期により、年金天引き中止時期と普通徴収開始時期も変わります。  
**特別徴収対象の人（年金天引き納付）**  
4月以降も年金天引きで納付す

る人（口座振替変更申し出をしない人）には4月上旬、後期高齢者医療保険料仮徴収決定通知書および特別徴収開始通知書が郵送されます。これにより、4月の年金から天引きによる支払いが始まります。特別徴収対象外の方は、8月から納付書または口座振替で保険料を納付することになります。政府は平成20年6月、保険料軽減特別対策措置を取りました。この対策措置によって、平成20年4・6・8月の年金までは天引き、10月以降は軽減措置により年金天引きが中止となった人も、8月から平成21年度の支払いが再開されます。口座振替による保険料支払いを希望する場合は、必ず前の月までに口座振替依頼手続きをしてください。  
75歳の誕生日を迎え、新たに被保険者となる（なった）人は、誕生日によって年金天引きの開始時期も異なります。  
どの支払い方法を選択するかによって、個々の納付方法は変わります。ご不明な点は、いつでも担当課へお問い合わせください。